

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業実施要領

(趣 旨)

第1 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業（以下「特別指導事業」という。）の実施については、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け農地第3966号農林水産事務次官依命通達。以下「交付要綱」という。）及び「基幹水利施設保全管理対策（施設管理技術者育成対策）の実施に関する細部事項について」（平成23年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室長通知）によるほか、この要領によるものとする。

(事業の内容)

第2 特別指導事業は次に掲げる内容の事業を行うものとする。

区分	事業内容
技術実践向上研修	実施要綱第6の2の（1）に掲げる事業
基幹水利施設保全管理技術向上研修	実施要綱第6の2の（2）に掲げる事業
基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修	実施要綱第6の2の（5）に掲げる事業

(事業の申請)

第3 特別指導事業の申請については以下のとおりとする。

1 技術実践向上研修

岩手県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、技術実践向上研修の実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の（1）のウの規定により技術実践向上研修承認申請書を知事に提出するものとする。

2 基幹水利施設管理技術向上研修

(1) 基幹水利施設保全管理技術向上研修の実施を希望する土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、実施を希望する前年度の12月末までに、様式第1号を連合会に提出するものとする。

(2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の（2）のオの規定により基幹水利施設保全管理技術向上研修申請書を知事に提出するものとする。

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

(1) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修の実施を希望する土地改良区等は、実施を希望する前年度の12月末までに、様式第2号を連合会に提出するものとする。

(2) 連合会は、実施を希望する前年度の3月末までに、実施要領第5の2の（5）のウの規定により基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修申請書を知事に提出するものとする。

(実施地区の採択通知)

第4 特別指導事業実施地区の採択通知については以下のとおりとする。

1 技術実践向上研修

知事は、東北農政局長から技術実践向上研修の実施について同意があった場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第3号により通知するものとする。

2 基幹水利施設管理技術向上研修

(1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設保全管理技術向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第4号により通知するものとする。

(2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土

地改良区等に様式第5号により通知するものとする。

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

- (1) 知事は、東北農政局長から基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった連合会に様式第6号により通知するものとする。
- (2) 連合会は、知事から事業実施地区の採択決定を受けた場合は、速やかに申請のあった土地改良区等に様式第7号により通知するものとする。

(実施期間)

第5 特別指導事業の実施期間は、1施設につき5年の範囲内とする。

(助成措置)

第6 県は、連合会が特別指導事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。）及び交付要綱により補助金を交付する。

(費用の負担)

第7 特別指導事業による費用負担割合は以下のとおり。

1 技術実践向上研修

国	県	連合会
50%	—	50%

2 基幹水利施設保全管理技術向上研修事業

国	県	土地改良区等
50%	30%	20%

3 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業

国	県	土地改良区等
定額	—	—

(報告)

第8 特別指導事業を実施した連合会は、その実施結果を整理し、実施年度の翌年度の4月30日までに技術実践向上研修に関する報告は様式第8号、基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は様式第9号、基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は様式第10号を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年度の特別指導事業から適用する。
- 2 平成23年度における土地改良区等の事業実施申請書の提出期限は、第3の規定にかかわらず、知事が別に定める日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月8日から施行し、平成28年度の特別指導事業から適用する。
- 2 平成28年度における土地改良区等の事業実施申請書の提出期限は、第3の規定にかかわらず、知事が別に定める日までとする。

附 則

この要領は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月8日から施行し、令和7年度の特別指導事業から適用する。
- 2 令和7年度において本事業を実施しようとする場合における研修申請書等の提出期限は、第3の規定にかかわらず、令和7年5月末日までとする。
- 3 この通知による改正前の要領に基づき令和6年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会
会長 様

団体名
代表者名

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実施申請書

当団体が管理する基幹水利施設について、下記により基幹水利施設保全管理技術向上研修事業を実施したいので申請します。

地区名	施設名	事業費 (千円)	希望実施年度	事業を必要とする理由

- ※ 1 基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計画書（土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2937 号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第 26 号）を添付のこと。
- ※ 2 5 か年の範囲内で記載のこと。
- ※ 3 複数年での実施を希望する場合は、1 か年あたりの指導希望日数及び事業費を記載のこと。

第 号
年 月 日岩手県土地改良事業団体連合会
会長 様団体名
代表者名基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実施申請書

当団体が管理する基幹水利施設について、下記により基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修事業を実施したいので申請します。

研修内容	施設名	事業費(千円)	希望実施年度	事業を必要とする理由
1 省エネルギー化 推進の啓発				
2 省エネルギー化 推進の具体化に向 けた現地指導と調 査				
3 省エネルギー化 の推進の基本構想 の策定				
計				

- ※1 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実施計画書(土地改良区機能強化支援事業実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知)別紙様式第33号)を添付のこと。
- ※2 5か年の範囲内で記載のこと。
- ※3 複数年での実施を希望する場合は、1か年あたりの指導希望日数及び事業費を記載のこと。

様式第3号

第 号
年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会
会長 様

岩手県知事



技術実践向上研修 実施承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で申請のあったこのことについて、技術実践向上研修の実施を承認したので通知する。

※ 技術実践向上研修の実施に係る同意書（土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第24号）の写しを添付のこと。

第 号
年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会
会長 様

岩手県知事 

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実施決定について (通知)
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった下記地区について、事業実施を承認します。

記

地 区 名	施 設 名	対 策 費	備 考
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	

※ 基幹水利施設保全管理技術向上研修採択通知書（土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第29号）の写しを添付のこと。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

岩手県土地改良事業団体連合会
会長

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実施決定について (通知)
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇〇地区について、事業実施を承認します。
なお、当該施設の指導・援助計画に係る実施計画書については別途通知します。

地区名	施設名	事業費 (千円)	実施期間	備考	

様式第6号

第 号
年 月 日

岩手県土地改良事業団体連合会
会長 様

岩手県知事



基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実施決定について (通知)
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった下記地区について、事業実施を承認します。

記

地 区 名	対 策 費	備 考
	千円	

※ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修採択通知書（土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知）別紙様式第35号）の写しを添付のこと。

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

岩手県土地改良事業団体連合会
会長

基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実施決定について (通知)
年 月 日付け〇〇〇号で申請のあった〇〇〇地区について、事業実施を承認します。
なお、当該施設の指導・援助計画に係る実施計画書については別途通知します。

地区名	施設名	事業費 (千円)	実施期間	備考

様式第 8 号

〇〇年度 技術実践向上研修 実績報告書

第 号
年 月 日

岩手県知事

様

岩手県土地改良事業団体連合会
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（技術実践向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 11 の 1 に基づき報告します。

記

1 技術実践向上研修の実施状況

開催場所	開催 年月日	開催回数	開催日数	受講者数			
				市町村	土地改良 区等	その他	合計

2 技術実践向上研修の研修講義内容

開催年月日	講義課目	講義内容	講師所属	講師氏名	講義時間	備考

3 協議回数状況

協 議 年月日	協議回数	ブロック	参加者（内訳）				合計
			国	地方 連合会	都道府県	その他	

（記載要領）

1 表の 1

- （1）「土地改良区等」には、土地改良区連合も含む。
（2）研修開催プログラム等については、別途添付のこと。

2 表の 2

- （1）「講義内容」は、具体的な内容を記述すること。

3 表の 3

- （1）ブロックは、例えば、北海道と東北農政局管内で行った場合、「北海道・東北」と記載すること。
（2）協議した事項については、別紙添付のこと。

様式第9号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設保全管理技術向上研修) 実績報告書

第 号
年 月 日

岩手県知事

様

岩手県土地改良事業団体連合会
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設保全管理技術向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき報告します。

記

1. 地区名

2. 指導日数及び人数等

2-1 指導・援助

施設 番号	施設 名	総合 評点	施設別技術者指導日数				備 考
			指導内容	指導人数	指導日数	延べ指導日数	
計							

2-2 技術演習

研修会名	開催年月	対象者	出席者数	研修内容

※ 参加者名簿及び議事次第を添付すること。

様式第10号

〇〇年度 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業
(基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修) 実績報告書

第 号
年 月 日

岩手県知事

様

岩手県土地改良事業団体連合会
会長

〇〇年〇〇月〇〇日付け岩手県指令〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設技術管理強化特別指導（基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修）について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき報告します。

記

1. 地区名
 2. 指導日数及び人数等
- 2-1 指導・援助

研修内容	研修内容別技術者指導日数			備考
	指導内容	指導者数	指導日数	
1 省エネルギー化推進の啓発				
2 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査				
3 省エネルギー化の推進の基本構想の策定				
計				

※ 業務記録簿を添付すること。

2-2 研修会

研修会名	開催年月	対象者	出席者数	研修内容

※ 参加者名簿及び議事次第を添付すること。

2-3 基本構想の策定

施設名	施設の概要	管理主体名	管理主体の住所	基本構想の概要

※ 策定した基本構想を添付すること。